

沖縄労働局職業安定部需給調整事業室

沖縄労働局需給調整事業室では、職業安定法（政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業に関することに限り、学校等を行う無料職業紹介事業に関するものを除く。）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の適正な運用を図るため、以下の業務を行っています。

○民間の労働力需給調整事業の適正な運営の確保

- ・労働者派遣事業及び民間の職業紹介事業の適正な運営の確保及び指導監督

【問合わせ先】

沖縄労働局職業安定部需給調整事業室

電話：098-868-1637